

# 東近江市給水装置工事施工要領

平成28年4月改定版

滋賀県東近江市水道部水道課

# 東近江市給水装置工事施工要領

## 目 次

東近江市給水装置工事施工要領	・・・・・・・・	1
別表1 図面作成の表示記号	・・・・・・・・	9
別表2 使用材料構造及び材質の基準	・・・・・・・・	11
別表3 工事竣工検査内容	・・・・・・・・	13
取出標準参考図	・・・・・・・・	14
2次側（宅内）工事完了検査現場写真<<例>>	・・・・・・・・	16
給水装置工事提出書類一覧表	・・・・・・・・	19
給水装置工事申込フロー図	・・・・・・・・	20
様式集	・・・・・・・・	別添
(参考)		
グループホーム等の水道直結式スプリンクラー設備に 関する取扱基準	・・・・・・・・	参1

# 東近江市給水装置工事施工要領

## 第1章 総則

### 1 目的

この要領は、「東近江市水道事業給水条例」（平成17年条例第227号。以下「条例」という。）、「東近江市水道事業給水条例施行規程」（平成17年水道事業管理規定第15号）及び「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」（平成9年厚生省令第14号）の規定に基づき、給水装置工事の設計及び施工並びに給水装置の維持管理等について必要な事項を定めることにより、給水装置の適正な運用を確保することを目的とする。

### 2 給水装置の定義（条例第3条抜粋）

給水装置とは、需要者に水を供給するために水道事業者が施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

### 3 給水装置の種類（条例第4条抜粋）

給水装置の種類は、次の3種とする。

- (1) 専用給水装置 1戸又は1事業所で専用するもの
- (2) 共用給水装置 2戸又は2ヶ所以上で共用するもの
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの

### 4 給水装置工事の種類

給水装置工事の種類は、工事の内容によって次のとおり分類される。

#### (1) 新設

新たに給水装置を設置する工事

#### (2) 改造

ア 水道メーターの口径又は給水管の管種及び口径を変更する工事

イ 水道メーターの位置又は給水管路を移設する工事

ウ 給水栓の位置及び栓種の変更又は増設する工事

#### (3) 修繕

給水装置の漏水その他の異常を修理する工事

（水道法第16条の2第3項の厚労省令で定める給水装置の軽微な変更は除く。）

#### (4) 撤去

給水装置の全部又は一部を取り除く工事

## 第2章 給水装置の設計

### 1 設計の定義

給水装置の設計とは、現場調査から給水方式、経路、管種、口径、水圧等の計算、図面の作成及び申請書類の提出から竣工にいたるまでの一切の事務手続きと技術的措置をいう。これは単に水が出るだけの装置であればよいというものではなく、衛生的かつ機能的で、利便性の高い給水装置とするべく、その構造及び材質については、関係法令等に基づいて、現地に最も適したものを使用しなければならない。

### 2 基本調査

(1) 基本調査とは、設計及び施工の基礎となる重要な作業であり、調査の良否は計画の策定及び施工、さらには給水装置の機能にも影響するものであるため、慎重かつ入念に行わなければならない。

(2) 現場の状況等を把握するため必要な調査を行わなければならない。

ア 工事場所、使用者氏名、申請者住所及び氏名等を正確に確認する。

イ 需要者が必要とする水量、用途及び使用人数等を調査する。

ウ 既設給水装置の有無を調査する。

エ 給水管取出し位置及びメーター等の設置場所を選定する。

オ 建物等の配置図及び土質等により配管材料を選定し、有効かつ経済的な配管計画を調査する。

カ 取付器具の種別及び数量等を調査する。

キ 配水管の布設状況（管種、口径及び布設位置等）を調査する。

ク 道路の状況（道路種別及び幅員等）を調査する。

ケ 他の埋設物（下水道、ガス、電気及び電話等）を調査する。

コ 給水方式（直結方式又は受水槽方式）を決定する。

サ 利害関係人が発生する工事であるかを確認する。利害関係人が発生する場合は、事前に書面により承諾を得る必要がある。

### 3 設計の基本条件

給水方式は、直結方式又は受水槽方式とし、このどちらかの方式により給水することとし、併用は認めない。ただし、消防用設備等の設置で市長が認めた場合は除く。

#### (1) 直結方式

配水管のもつ水量及び水圧等の供給能力によって末端の給水口まで給水する方式をいう。

#### (2) 受水槽方式

受水槽を設け、水道水をいったん貯めてから給水する方式をいう。

なお、次の項目の場合は、受水槽方式とする。

ア 3階以上の建物に給水を必要とする場合

(個人住宅(1戸建)に限り3階までの直圧給水を認めるものとするが、水圧が低い地域があるため、事前調査を実施すること。)

イ 一時的に多量の水を使用することにより、配水管の水圧又は水量に影響があると判断される場合

ウ 常時一定の水圧を必要とする場合

エ 工事、災害及び事故等による減断水時にも水を必要とする場合

オ 逆流により配水管の水道水を汚染する恐れがある場合

カ その他市長が必要と判断した場合

4 図面作成

(1) 図面は、給水装置の技術的表現であり、施工の際の基礎となるものであるとともに、給水装置の適切な維持管理のための必須資料であるので、明確かつ容易に理解できるように記載しなければならない。

(2) 図面に使用する表示記号等は、別表1のとおりとする。

5 構造及び材質の基準

(1) 配水管から分岐される給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量を考慮して決定すること。

(2) 配水管に影響を及ぼす恐れのあるポンプに接続されていないこと。

(3) 水圧、土圧及びその他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され又は漏れる恐れがないものであること。

(4) 凍結、破壊及び侵食等を防止するための適切な措置がなされていること。

(5) 当該給水装置以外の水管その他の設備に接続されていないこと。

(6) 水槽、プール及び流し等に水を入れ、又は受ける器具及び施設等に給水する給水装置にあつては、水の逆流を防止するための適切な措置がなされていること。

6 給水管の分岐

配水管から給水管を取り出す場合は、給水管の口径に応じて適切なサドル分水栓、割丁字管又は丁字管(チーズ含む。)等を使用して、次の項目に留意し、分岐工事を施工すること。(別表2参照)

(1) 管を掘り出した時点で、水道管であることを十分に確認すること。

(2) 配水管から分岐する位置は、他の分岐位置及び継手等から30cm以上離し、防食フィルムで防護すること。ダクタイル鋳鉄管の場合は、密着コアを確実に挿入すること。

(3) サドル分水栓は、JWWA型(ボール式)を使用すること。

割丁字管はフランジ型とすること。

- (4) 穿孔作業は、穿孔塵が配水管及び給水管内に残留することがないように、十分に清掃洗浄し、慎重に行うこと。また、給水用具の取り付けは、ボルトの締め付けが片締めにならないよう均等に締め付けること。
- (5) 穿孔機は、確実に取り付け、その仕様に応じたドリル及びカッターを使用し、配水管内面塗膜等に悪影響を与えないように行うこと。
- (6) 異形管及び継手からの分岐は行わないこと。
- (7) 分岐工事を行う場合は、水道課担当職員の立会いを求めること。

## 7 給水管の埋設

- (1) 給水管の埋設深さは、道路管理者の指示に従うこと。
- (2) 他の埋設物との間隔は、30cm以上離すこと。
- (3) 埋戻時には、地表面から60cmの位置に埋設表示シートを布設し、給水管には、明示テープ（胴巻き）及びロケーティングワイヤーを布設すること。
- (4) 凍結、結露及び電蝕等の恐れがある場合は、適切な措置を講じること。
- (5) 分岐からの給水管を配管するときに、水路及び河川等の障害物が存する場合は、原則として、河床構造物から適切な間隔を保ち、下越しにより配管すること。ただし、河川断面が過大及び河床構造物が存しない河川等で、下越し配管が困難な場合は、事前に水道課へ協議を行うこと。協議の結果、上越し配管となった場合は、亜鉛メッキ鋼管（さや管）内に保温チューブ（ライトチューブ）で保温した管を入れ、両端部をコンクリート（30cm×30cm×30cm）にて固定すること。

## 8 給水管の取出し方向

配水管から分岐を経て給水管を取出す方向は、原則として当該配水管の布設してある道路の境界線（分岐箇所が道路の交差点にある場合は境界線の延長）まで配水管とほぼ直角に埋設すること。

## 9 止水栓及び仕切弁の設置

- (1) 配水管から分岐して最初に設置する止水栓の位置は、原則として道路境界から敷地内1m以内とすること。
- (2) 口径30mm以下の場合は、水道メーターの前（1次側）に止水栓をメーターボックス内に設置すること。
- (3) 口径40mmの場合は、50mmで取出し、公道下に50mmの仕切弁（ソフトシール弁）を設置した後に40mmに落とすこと。
- (4) 口径50mm以上の場合は、公道下に仕切弁（ソフトシール弁）を設置すること。

## 1 0 水道メーターの設置

- (1) 水道メーターの設置位置は、原則として道路境界から敷地内 1 m以内とすること。
- (2) 水道メーター検針及び取替作業が容易であり、かつ、損傷及び凍結等の恐れがない位置であること。
- (3) 水道メーターの設置に当たっては、メーターに表示してある流れ方向の矢印を水流方向に一致させること。また、メーターボックス内に設置し、かつ、水平に取付けること。
- (4) 水道メーターの口径に応じ、水道メーターを挿入し得る間隔を設けること。

## 1 1 道路掘削工事

- (1) 道路を掘削する場合は、工事着手前に道路管理者の占用許可及び警察署長の道路使用許可を受けること。また、河川敷、民有地（他人の私有地）及び道路管理者以外の管理地を掘削する場合も、その管理者の占用許可又は承諾を得ること。
  - ア 取出し工事図面を作成し、水道課へ提出及び協議すること。
  - イ 提出期日は、下記のとおりとする。
    - 県道の場合、工事予定日より約 5 0 日前。
    - 市道及び市有地の場合、工事予定日より約 2 0 日前。ただし、土日祝日、年末年始及び盆期間は除く。
  - ウ 道路使用許可は、占用許可後に警察署へ許可申請をするとともに、占用許可に係る着工届を提出すること。
- (2) 工事に当たっては、周辺住民に事前連絡をするとともに、道路法及び道路交通法等の関係法令に従い、交通の障害及び交通事故の原因にならないよう施工すること。
- (3) 掘削は、周辺の環境、交通及び他の埋設物等に影響を与えないように十分配慮し、入念に行うこと。
- (4) 埋戻しについては、水道課及び道路管理者等の指示に従い、施工後に陥没及び沈下等が発生しないよう十分締め固めるとともに、埋設した給水管及び他の埋設物に影響を与えないよう十分注意すること。
- (5) 工事施工中は、現場責任者の常駐及び道路占用並びに道路使用許可証を携帯し施工すること。
- (6) 保安設備を十分に整備し、安全管理を徹底すること。また、事故が発生した場合に備え、緊急連絡先を確認しておくこと。

## 1 2 撤去工事

給水装置の撤去は、撤去口を完全に閉鎖して漏水等の発生の原因とならないよう

配慮すること。

- (1) サドル分水栓によって取出しされている部分の撤去（口径変更の場合も含む。）は、コックを締め、分水栓キャップをすること。
- (2) 割丁字管によって取出しされている部分の撤去は、簡易バルブを締め、フランジ蓋をすること。
- (3) 丁字管（チーズ含む。）によって取出しされている部分の撤去は、丁字管を除去配水管を接続すること。

### 1 3 道路復旧工事

道路管理者の指示に従い施工すること。

- (1) 埋戻し後、直ちに仮舗装を行い、本舗装まで施工業者が管理すること。
- (2) 仮舗装及び本舗装完了後、既設舗装の路面の汚れを必ず清掃すること。

### 1 4 配管工事

- (1) 給水管の配管は、直管及び継手を接続することにより行うこと。
- (2) 敷地内の主配管の経路は、漏水時の修理が容易に行うことができるように、構造物の下の通過を避け、できるかぎり直線で配管すること。
- (3) 地階あるいは2階以上に配管する場合は、原則として各階ごとにバルブを設置すること。
- (4) 水圧及び水撃作用等により給水管が離脱する恐れのある場所にあつては、適切な離脱防止の措置を講じること。
- (5) 給水装置は、ボイラー及び煙道等高温となる場所を避けて設置すること。
- (6) 給水装置工事は、いかなる場合でも衛生に十分注意し、工事の中断時又は一日の工事終了後には、必ず管端にキャップ等で管栓を行い、汚水等が流入しないようにすること。
- (7) 水が滞留する恐れがある場合は、排水施設を設けること。
- (8) 給水管内に空気が滞留する恐れがある場合は、排気装置を設けること。
- (9) 異形管は、変形及び切断しないこと。

### 1 5 浸食防止

- (1) 酸又はアルカリによって浸食される恐れがある場所にあつては、酸又はアルカリに対する耐食性を有する材質の給水装置を設置するか、又は防食材で被覆する等により適切な浸食の防止のための措置を講じること。
- (2) 漏えい電流により浸食される恐れがある場所にあつては、非金属性の給水装置を設置するか、又は絶縁材で被覆する等により適切な電気防止のための措置を講じること。
- (3) サドル分水栓等は、防食ポリエチレンフィルムで防護すること。



## 1.6 逆流防止

- (1) 給水管が万一漏水した場合でも、漏水箇所から逆に汚水など吸引することがないように、他の構造物及び埋設管から離して施工すること。
- (2) 水が逆流する恐れのある場所においては、吐水口空間を確保すること。
- (3) 水を汚染する恐れのある有害物質等を取り扱う場所（化学薬品工場、クリーニング店、写真現像所、めっき工場、病院等）に給水する給水装置にあつては、受水槽式とすること等により適切な逆流防止のための措置を講じること。

## 1.7 凍結防止

屋外で気温が著しく低下しやすい場所及びその他凍結する恐れがある場所にあつては、耐寒性を有する給水装置の設置や保温材で被覆する等により適切な凍結防止の措置を講じること。

## 1.8 クロスコネクションの禁止

当該給水装置以外の水管その他の設備に接続しないこと。また、用途の異なる管が給水管と近接配管され、外見上判別しがたい場合は、管の外面にその用途が識別できるようにすること。

なお、給水装置と接続してはいけない配管は次のとおりとする。

- (1) 井戸水、工業用水及び再生利用水の配管
- (2) 受水槽以降の配管
- (3) プール及び浴場等の循環用配管
- (4) 水道水以外の給湯配管
- (5) 水道水以外のスプリンクラー配管
- (6) ポンプの呼び水配管
- (7) 雨水管
- (8) 冷凍機等の冷却水配管
- (9) その他排水管等

## 1.9 資材

資材については、政令で定める基準に適合しているものとし、日本工業規格、自己認証品又は第三者認証品であること。（別表3参照）

### 第3章 給水装置工事申込み及び検査

#### 1 工事申込み

- (1) 給水装置工事の申込みは、1次側（取出し工事）と2次側（宅内側）に分けて（別紙、給水工事申込フロー図参照）行うこと。

## 2 検査

- (1) 取出し工事は、水道課職員が立会いするので、日時を事前に連絡すること。
- (2) 2次側の工事竣工検査は、原則、書類検査としますが、水道課が必要と認める場合は、現場検査とする。
- (3) 給水装置の使用開始前に管内を清浄するとともに、通水試験を行うこと。
- (4) 給水装置の器具及び水道メーター等の作動状態を確認すること。
- (5) 工事写真は、デジタルカメラの使用を可能とするが、すべての写真をL判サイズとし、写真の説明文を記載の上、工事アルバム又はA4用紙への印刷にて提出すること。

## 第4章 給水装置の維持管理

### 1 維持管理

- (1) 水道メーターの設置位置は、水道使用者等が家屋の増改築等により変化するものであるため、適切な設置位置が保たれるよう努めなければならない。また、修繕等により不適当な位置及び深さにある水道メーターを発見した場合は、直ちに適切な場所及び深さに変更させるようにしなければならない。
- (2) 水道使用者から宅内（2次側）漏水修繕の依頼があった場合は、速やかに修繕を行うこと。

（参考）漏水量によっては、東近江市漏水による水道料金の減額処理基準に関する規程に基づく申請が可能。

- (3) 水道メーターの管理は、水道使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者が管理するものとする。
- (4) 水道使用者に対しても機会があるごとに、無断工事、漏水及びメーター管理等について周知に努めなければならない。
- (5) メーター管理者が管理義務を怠ったために、メーターを亡失又はき損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

### 3 異常現象及び事故等の対策

水道水に濁り、着色及び臭気等の異常が発生した場合、若しくは通報を受けた場合は、直ちに原因を究明し、市長と協議の上適切な対策を取らなければならない。

### 4 その他

記載されていないものについては、市長の判断とする。

図面作成の表示記号

管種

名 称	記 号	名 称	記 号
水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管	H I V P	ステンレス鋼管	T P
水道用ポリエチレン管	P P	ダクタイル鋳鉄管	D C I P
銅管	C P	架橋ポリエチレン管	X P E P
ポリエチレン紛体ライニング鋼管	S G P - P B	水道配水用ポリエチレン管	P E
ビニルライニング鋼管	S G P - V D		

弁栓類

名 称	記 号	名 称	記 号
仕切弁		径落ち管	
止水栓		管の交差	
消火栓		メーター	
逆止弁		管種変更	
保護管		キャップ	
私設消火栓		ヘッダ	

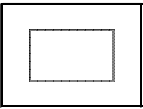

給水栓類 (平面図)

種 別	符 号	種 別	符 号
一般器具		その他の器具	
温水混合水栓			




給水栓類 (立面図)

種 別	符 号	種 別	符 号
給水栓類		ボールタップ	
シャワーヘッド		その他	
フラッシュバルブ		温水混合水栓	

その他

種 別	符 号	種 別	符 号
受水槽		ポンプ	Ⓟ
高架水槽			

表示線種

名称	種別	記 入 例	名称	種別	記 入 例
新設	赤色実線		撤去	黒色実線を赤斜線で消す。	
既設	黒色実線		廃止		

表示

- 1 管種、口径及び延長は、黒色で記入すること。
- 2 平面図及び立面図とも土地の形状並びに建物の間取りを記入し、給水管及び配水管の位置、メーター並びに弁類位置など明確に記入されていること。
- 3 立面図などで詳細に記入できない場合は、抜き出して拡大記入してもよい。

## 別表（条例第8条関係）

## 使用材料構造及び材質の基準

- 1 使用する材料及び材質の耐圧、浸出、水撃限界、防食、逆流防止、耐寒及び耐久性機能基準が厚生労働省令に掲げる基準適合品であること。
- 2 給水装置工事申込書（様式第3号）をもって材料確認願いとしますので工事設計書は明確に記入すること。
- 3 分水栓から屋内二次側止水栓までに使用する材料については、漏水時及び災害時等の緊急工事を円滑、かつ、効率的に行うため別表2のとおり施行するものとする。

## 給水装置材料表

品目	名称	規格等	備考
鋳鉄管	水道用ダクタイル鋳鉄管	J I S G 5 5 2 6 J W W A - K 1 1 3	基準適合品
ビニール管	水道用耐衝撃性 硬質塩化ビニール管	J I S K 6 7 4 2	基準適合品
鋼管	水道用硬質塩化ビニール ライニング鋼管	J W W A - K 1 1 6	基準適合品
	ポリエチレン紛体 ライニング鋼管	J W W A - K 1 3 2	基準適合品
	配管用ステンレス鋼管	J W W A - G 1 1 5	基準適合品
ポリエチレン管	架橋ポリエチレン管	J I S K 6 7 8 7	特別基準
	水道用第1種 ポリエチレン管	J I S K 6 7 6 2	基準適合品
鋳鉄異形管	水道用ダクタイル鋳鉄異形管	J I S G 5 5 2 7 J W W A - K 1 1 4	基準適合品
ビニール管用継手	水道用耐衝撃性 硬質塩化ビニール管継手	J I S K 6 7 4 3 J W W A - K 1 3 0	基準適合品
	水道用硬質塩化ビニール管用 鋳鉄継手	J W W A - K 1 3 1	基準適合品
鋼管継手	樹脂コーティング管継手 内外面樹脂加工品	J W W A - K 1 1 7	基準適合品
	ステンレス鋼管継手	J W W A - G 1 1 6	基準適合品
ポリエチレン管 継手	架橋ポリエチレン管用継手	J I S K 6 7 8 8	特別基準
	水道用ポリエチレン管継手	J W W A - B 1 1 6	基準適合品
サドル分水栓	協会型 ボール式サドル分水栓	J W W A - B 1 1 7	基準適合品
止水栓	伸縮型逆止弁付直結止水栓		市指定品
伸縮可とう継手	多方向可とうタイプ		基準適合品
給水栓	給水栓	J I S B 2 0 6 1 J W W A 品質認証品	基準適合品
仕切弁	F型紛体塗装品 ソフトシール仕切弁	J I S B 2 0 6 2 J W W A - B 1 2 0	基準適合品
砲金類	袋ナット等 BC-6種	J I S H 5 1 1 1	基準適合品
管明示テープ	年号、水道表示 幅50mm		基準適合品
埋設標示シート	2倍折込、青色 幅150mm		基準適合品
メーターボックス		東近江市章入り 鋳鉄製	市指定品

仕切弁ボックス	φ30～150 円形1号 φ200以上 円形2号	レジンコンクリート (日水協タイプ)	市指定品
消火栓ボックス	角型1号	レジンコンクリート (日水協タイプ)	市指定品
空気弁ボックス	角型1号	レジンコンクリート (日水協タイプ)	市指定品
フランジボルト ナット	ボルト SUS304 ナット SUS403		基本基準 合格品
割丁字管	内面紛体塗装		基準適合品
逆止弁		φ50以上	基準適合品
空気弁	急速、不凍結式(紛体塗装)		基準適合品
消火栓	地下式単口消火栓 排水弁付 内外面紛体塗装又はステンレス	JWWA B103	基準適合品
補修弁	ボール式 内外面紛体塗装		基準適合品
ロケーティング ワイヤー	径4.4mm		基準適合品

※仕切弁及び砲金制水弁については、開閉方向が地区によって異なるため水道課と協議すること。

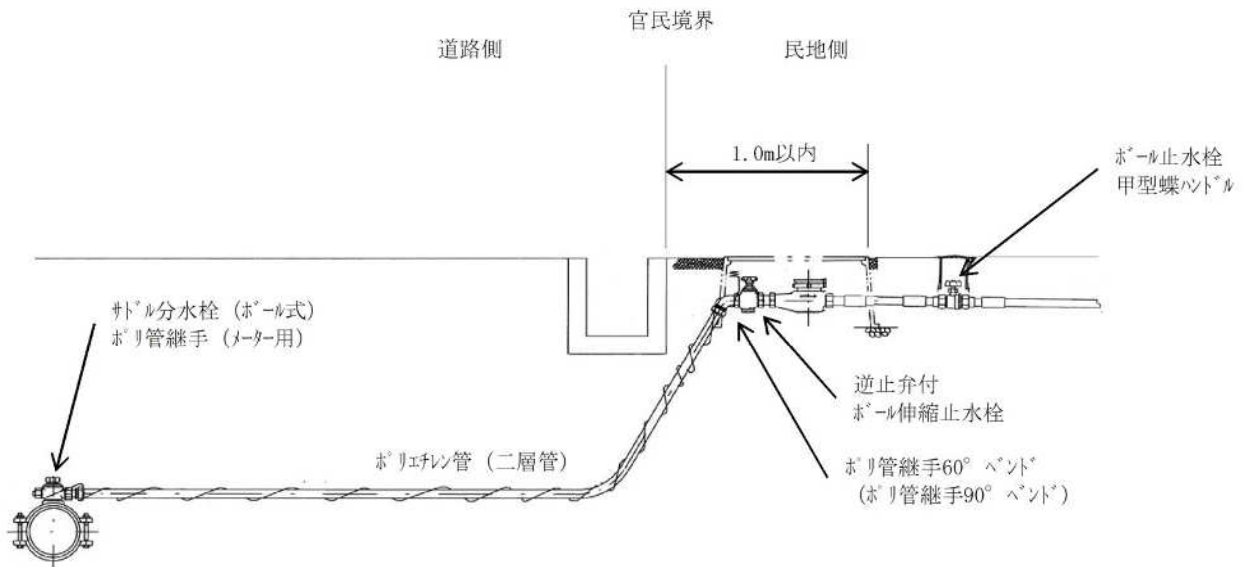
右回り開き 八日市地区、蒲生地区  
左回り開き 五個荘地区、能登川地区、永源寺地区

2次側（宅内工事）竣工検査内容

検査	検査項目	検査内容
書類検査	位置図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事箇所が確認できるよう道路及び主要な建物が明記してあるか。</li> <li>・ 工事箇所が明記してあるか。</li> </ul>
	平面図 立面図 写真	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 方向が明記してあるか。</li> <li>・ 建物の位置、構造がわかりやすく記入してあるか。</li> <li>・ 道路との境界付近の状況がわかりやすいか。</li> <li>・ 図面によりメーターの位置が確認できるか。</li> <li>・ 平面図と立面図が整合しているか。</li> <li>・ 隠ぺいされた部分が明記してあるか。</li> <li>・ 各部の材料、口径及び延長が記入してあるか。</li> </ul>
現場検査	メーター 止水栓等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ メーターが逆付けされていないか。</li> <li>・ メーター、止水栓が、適切な深さに片寄りなく水平に取り付けられているか。</li> <li>・ 検針、取り替えに支障がないか。</li> <li>・ 止水栓の操作に支障がないか。</li> </ul>
	配管 給水用具	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 延長、給水用具等の位置が竣工図面と整合しているか。</li> <li>・ 配水管に悪影響を与えるポンプに直接連結されていないか。</li> <li>・ クロスコネクションがされていないか。</li> <li>・ 逆流、浸食、凍結等の防止措置がされているか。</li> <li>・ 適切な接合が行われているか。</li> <li>・ 性能基準品が使用されているか。</li> <li>・ バルブ、ボックス等水平に設置できているか。</li> </ul>
	受水槽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 吐水口と越流面との位置関係を確認する。</li> </ul>
	耐圧試験 機能検査 水質検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 試験水圧1.0Mpaを15分間以上加えたとき、漏水、破損、変形がないか。</li> <li>・ 通水した後、給水用具の動作状況等を確認する。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市長が、必要と判断した場合は、現場検査を行う。</li> <li>・ 市長が、その他の検査を必要と判断した場合は、この限りではない。</li> <li>・ 検査で不合格になった場合、施工業者は速やかに手直しを行い、再検査を受けること。</li> <li>・ 手直しに要した費用は、施工業者の負担とする。</li> </ul>	

1. 単独の場合

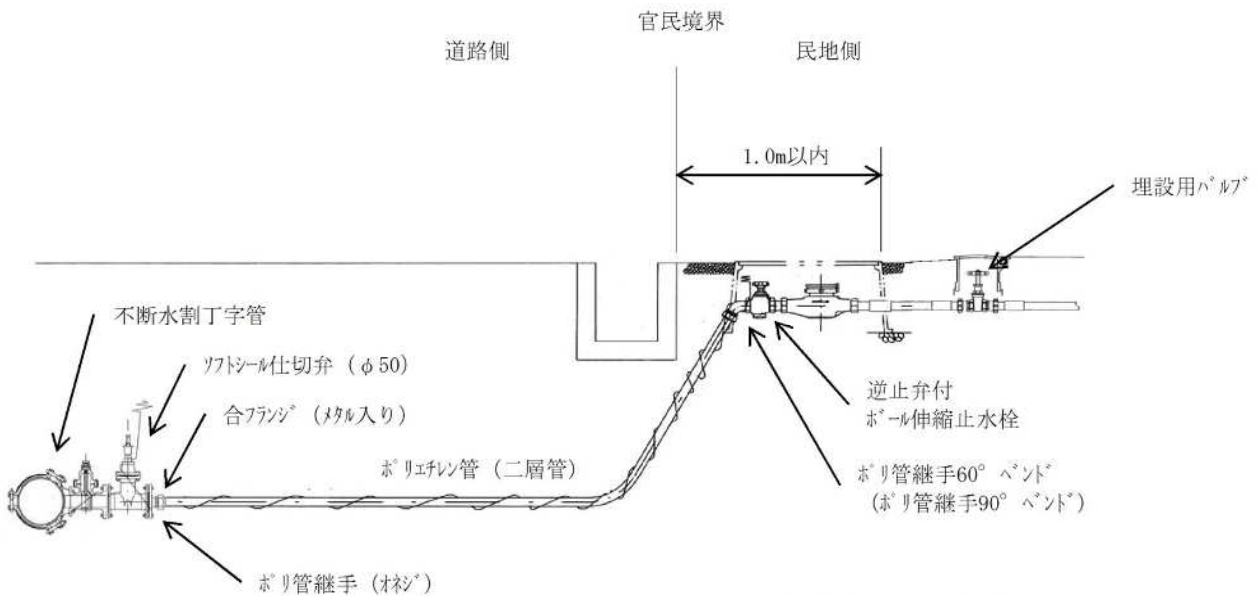
(1) 給水口径 30 mm 以下の場合 (ダクタイル鋳鉄管の場合は密着コアを挿入すること。)



※状況によってはポリ管継手90° エルボを使用。

※本管口径 30 mm 以下の場合は、SKXチーズを使用して取り出す。

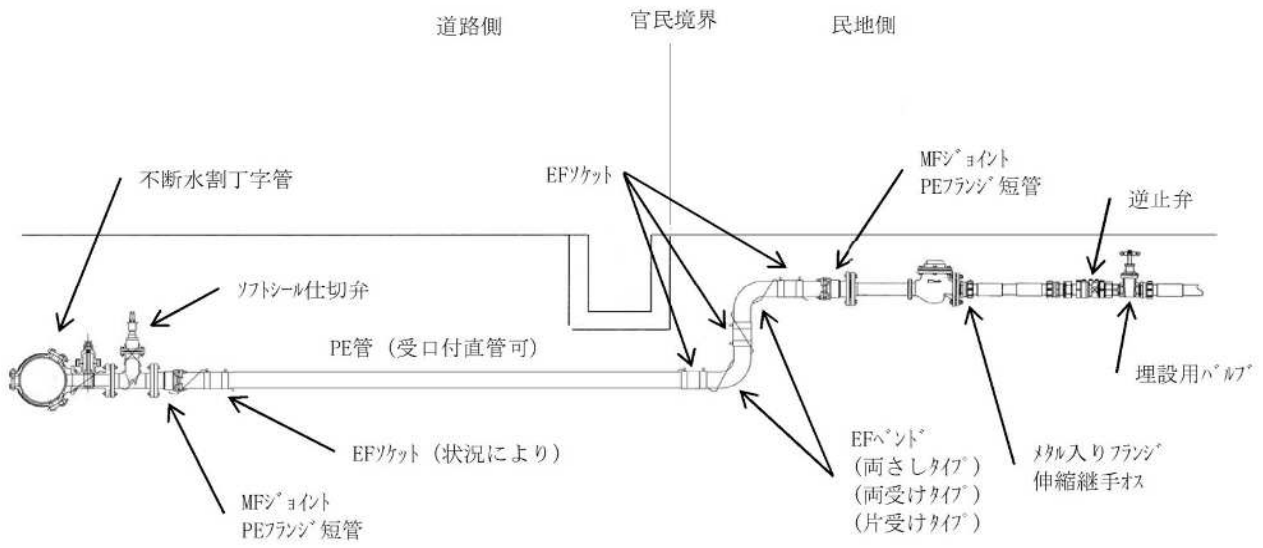
(2) 給水口径 40 mm の場合



※状況によってはポリ管継手90° エルボを使用。



(3) 給水口径 50 mm 以上の場合



# 2次側(宅内)工事完了検査現場写真《例》

工事黑板にて内容を記載し、撮影をお願いします。屋外水栓のみで結構です。



メーターボックス、(道路から1メートル以内) 及び  
2次側バルブの位置写真





メーターボックス内写真  
止水栓、水道メーター  
※ 止水栓の深さ、流入方向、  
指針及びメーター番号が  
判断できるように撮影す  
ること





各給水栓・バルブ等の写真  
 ※ 屋外にヘッダーバルブ等、  
 他にもバルブがある場合  
 は添付すること



- ※ 常圧測定数値を黒板に記載し、撮影すること
- ※ 水圧検査（1.0MPa／15分以上）は水圧検査結果報告書に検査前後の写真を添付し報告すること

# 給水装置工事提出書類一覧表

給水装置の新設、改造、修繕及び撤去工事を行う場合は、次の書類等を提出すること。

	提出時期	提出書類等	提出部数	チェック	
給水装置（1次側）工事	事前協議	事前協議関連書類 <道路占用及び通行制限書類、給水装置工事申請書の写し、給水装置工事使用材料表の写し、給水装置工事設計書（申請）図面の写し>	各1部		
	着工前	道路占用及び通行制限書類	国道、県道： 占用3部 通行制限7部 市道、市有道路： 占用・通行制限各3部 それ以外の道路は別途指示		
		給水装置工事申請書	各2部		
		給水装置工事使用材料表			
		給水装置工事設計書（申請）図面			
		誓約書	1部		
		その他水道課が求める書類等	—		
		給水工事着工届	1部		
	工事完了後	工事完了届	1部		
		給水装置工事使用材料表	1部		
給水装置工事設計書（竣工）図面		1部			
写真 （着工前、掘削後、配管後、各層毎の埋戻、作業工程ごとに状況や寸法等の判るもの）		各1部			
舗装（対象の場合） （対象の場合） （対象の場合） 完了後	写真 （着工前、掘削後、各層毎の埋戻、作業工程ごとに状況や寸法等の判るもの）	各1部			
給水装置（2次側）工事	着工前	給水装置工事申請書	各2部		
		給水装置工事使用材料表			
		給水装置工事設計書（申請）図面			
		水道使用異動届 （工事中業者に名義を切り替える場合等、必要に応じ提出すること）	1部		
		その他水道課が求める書類等	—		
	工事完了後	工事完了届	1部		
		給水装置工事使用材料表	1部		
		給水装置工事設計書（竣工）図面	1部		
		竣工確認リスト	1部		
		写真（施工確認写真）	1部		
		水道使用異動届 （工事中業者→給水装置使用者に名義を切り替える場合等、必要に応じ提出すること）	1部		
		水圧検査結果報告書 （15分以上 1MPaで宅内配管に水圧をかけたチャート紙を貼り付けること）	1部		

※給水装置申請については、取出し工事（1次側）と宅内工事（2次側）にそれぞれ分けて申請すること。

※給水装置工事申請書は、A4用紙を使用すること。

※手数料については、給水装置の新設、移設及び撤去工事の申請ごとに徴収する。

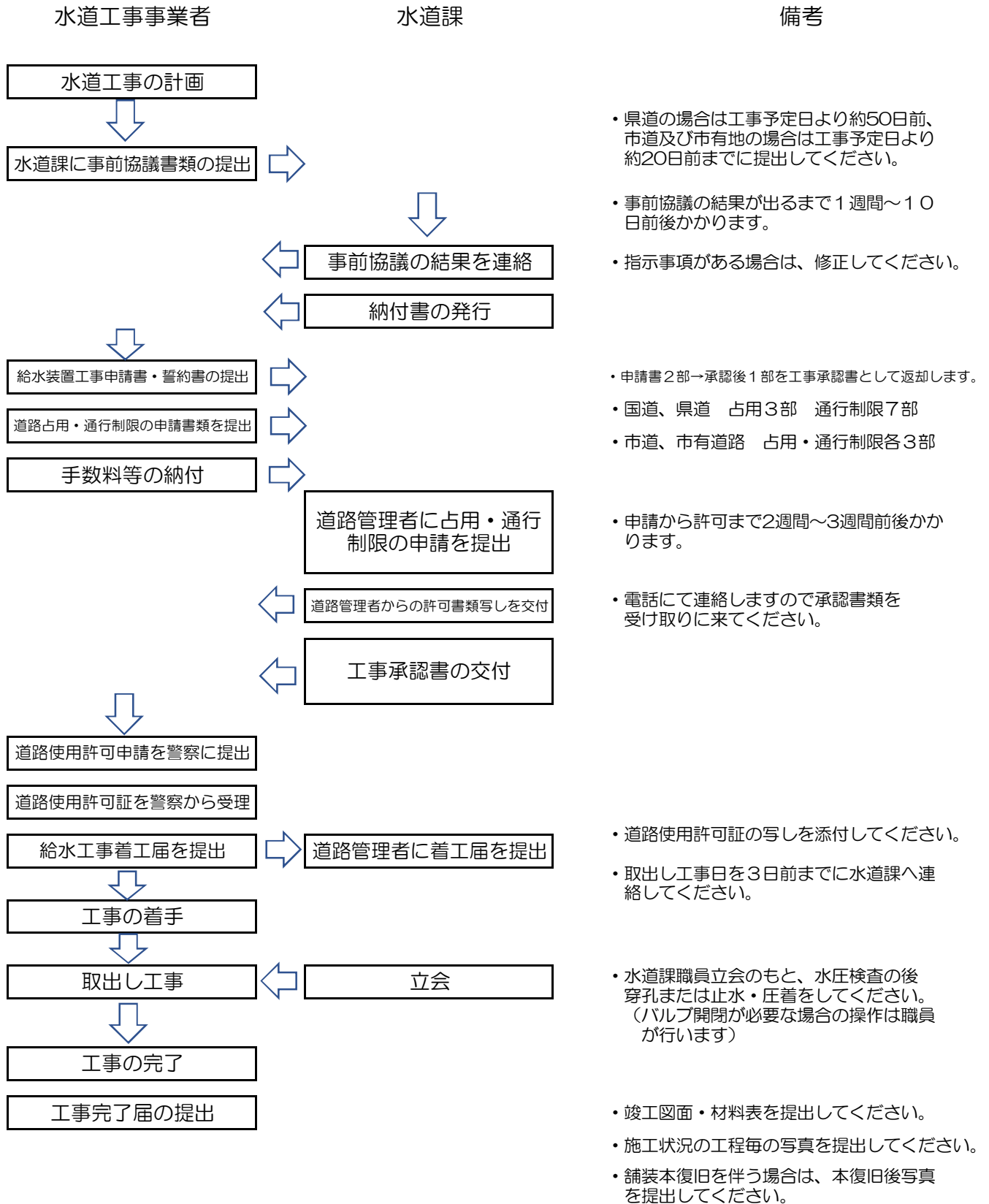
※写真提出については、すべての写真をL判サイズとし、写真の説明文を記載の上、工事アルバム又はA4用紙への印刷にて提出すること。

※配水管の延長及び増径が必要となる取出し工事については、「東近江市水道施設整備指導要綱」に基づく手続きが必要となります。

# 給水装置工事申込フロー図

## 1次側 取出し工事の場合

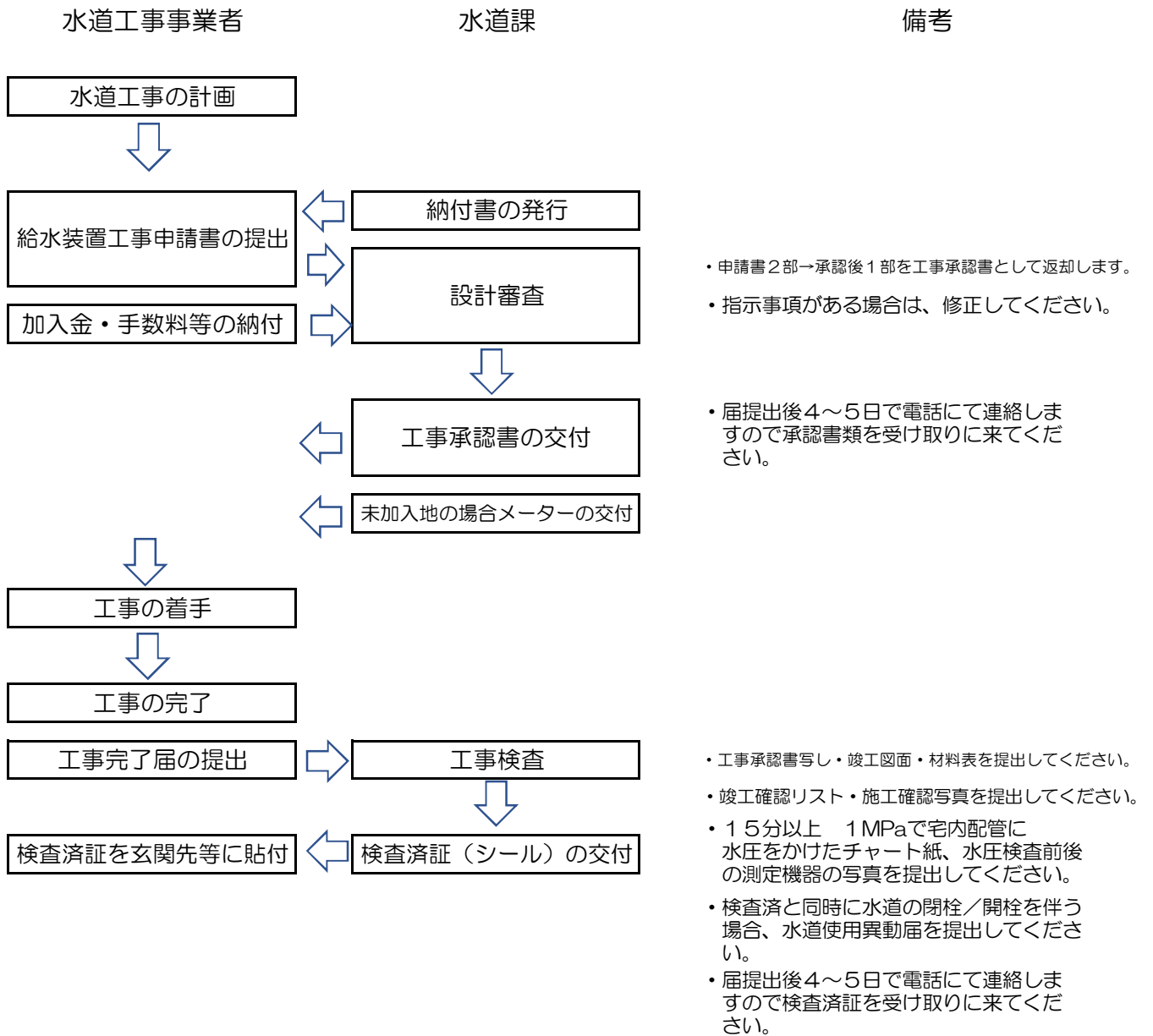
給水装置の新設等の申込み（1次側）取出し・撤去工事等道路掘削が必要な場合



## 給水装置工事申込フロー図

2次側  
宅内工事の場合

給水装置の新設、改造、修繕、撤去の工事申込み (2次側) 宅内工事



様式第1号(第2条関係)

※は記入しないでください

# 東近江市給水装置工事申請書(取出し/2次側)

東近江市長 様

申請日 年 月 日

設置場所	東近江市	① 受付年月日	※ 年 月 日
給水装置 使用者	住所	受付番号	※ 年度
	ふりがな TEL 氏名 ㊟		
工事期間中 請求先	住所	加入金	※ 要 ※ 不要 <input type="checkbox"/> 既設メーター有 <input type="checkbox"/> 開発時入金済
	ふりがな TEL 氏名 ㊟		
工事種別	新設 改造 修繕 撤去	承認日	※ 年 月 日
装置種別	専用(個別) 共用	③	
給水方式	直結方式 貯水槽方式		
メーター	口径φ mm No	④ 交付日 ※ /	⑤ 取付日 ※ /
上記の者は、東近江市水道事業給水条例が契約の内容となることに合意するとともに、その内容を遵守し給水申し込みをします。 なお、給水装置(1次側)は工事完了と同時に市へ寄付します。			

位置図	委任状 年 月 日 東近江市長 様 今般給水装置工事の申し込み及び市に納付すべき 納入金に関する一切のことを委任します。 委任者 ㊟ 受任者 ㊟	分水工事掘削寸法 m 掘削面積 m <sup>2</sup>	市納付費用
		同舗装復旧寸法 m 復旧面積 m <sup>2</sup>	加入金 ※ 円 手数料 ※ 円 道路復旧費 ※ 円 材料費 (BOX代) ※ 円 合計 ※ 円 ② 入金日 ※ /
		貯水槽方式	集合住宅等の名称
		小規模貯水槽 簡易専用水道	
		貯水槽容量(有効容量) m <sup>3</sup>	
		届出年月日 年 月 日	
		指定給水装置工事事業者 (東近江市市登録番号第 号)	
		所在地 _____	
		施工事業者名 _____ ㊟	
		代表者名 _____	
		主任技術者名 _____ ㊟ (交付番号 _____)	
		担当者連絡先 TEL _____ FAX _____	

添付書類の有無		取出し工事申請時のみ必要書類
・給水装置工事設計書	有 ・ 無	⋈ 申請前に事前協議が必要 ⋈ 済 ・ 未
・給水装置工事使用材料表	有 ・ 無	・誓約書 有 ・ 無
・水道使用異動届	有 ・ 無	・利害関係人同意書 有 ・ 無
・管理人選任(変更)届	有 ・ 無	

使用開始日 ※ 年 月 日 ※	※	水道技術管理者	課長	合議	担当	公印使用承認
※備考欄	水栓番号 _____	地区整理NO. _____				
	開始指針 m <sup>3</sup> _____	検針順路 _____				
【申請書受付手順】 ① 受付 ⇒ ② 入金確認 ⇒ ③ 承認 ⇒ ④ メーター交付 ⇒ ⑤ メーター取付						



様式第1号(第2条関係)

記入例

※は記入しないでください

東近江市給水装置工事申請書(取出し/2次側)

東近江市長様 申請日 ○○年 ○○月 ○○日

Table with columns for 工事種別 (新設, 改造, 修繕, 撤去), 装置種別 (専用(個別), 共用), 給水方式 (直結方式, 貯水槽方式), and ーター (口径φ 13mm, No 28-00000).

Table with columns for 設置場所 (東近江市 八日市緑町1111番地), 給水装置使用者 (住所: 東近江市川合寺町2222番地, 氏名: 川合寺 太郎), 工事期間中請求先 (住所: 東近江市躰光寺町3333番地, 氏名: 躰光寺工務店), 加入金 (要/不要), and 承認日.

位置図 (Location Diagram) section with a large empty box for pasting maps and the text 'ゼンリン等の地図を貼付(別紙可)'.

委任状 (Power of Attorney) section with fields for 委任者 (川合寺 太郎) and 受任者 (五智設備株式会社), including a date field (○○年 ○○月 ○○日).

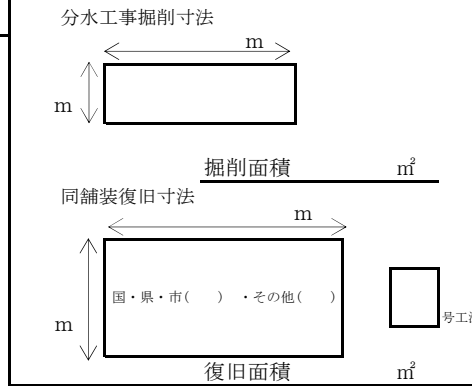


Table for 市納付費用 (Municipal payment fees) with rows for 加入金 (加入金), 手数料 (手数料), 道路復旧費 (道路復旧費), 材料費 (材料費), 合計 (合計), and 入金日 (入金日).

Table for 添付書類の有無 (Presence of attached documents) with columns for 給水装置工事設計書, 給水装置工事使用材料表, 水道使用異動届, 管理人選任(変更)届, and 取出し工事申請時のみ必要書類.

指定給水装置工事事業者 (Designated water supply equipment contractor) section with fields for 所在地 (東近江市五智町0000番地), 施工事業者名 (五智設備株式会社), 代表者名 (五智 一郎), 主任技術者名 (五智 二郎), and 連絡先 (TEL: 0748-22-0000).

Table for 水栓番号 (Tap number) and 地区整理NO. (Area management NO.), including a 開始指針 (Start pointer) and 検針順路 (Meter reading route).

Table for 承認 (Approval) with columns for 承認 (承認), 技術管理者 (Technical manager), 課長 (Section chief), 合議 (Consensus), and 担当 (Responsible).

【申請書受付手順】 ① 受付 ⇒ ② 入金確認 ⇒ ③ 承認 ⇒ ④ ーター交付 ⇒ ⑤ ーター取付

# 給水装置工事設計書（申請・竣工）図面

※受付番号 号

記載内容

取出し工事の場合、本管から止水栓まで  
2次側工事の場合、止水栓から2次側給水栓まで

- 申請図面       竣工図面       平面図・立面図       別紙記載（有・無）

[Grid area for drawing content]																																															
---------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--



年 月 日

東近江市長 様

届出者(指定給水装置工事事業者)

住所

氏名 ⑩

(電話 )

### 給水工事着工届

令和 年 月 日付け 号の工事承認書により承認された取出し(撤去)工事について、着工したいので下記のとおり届け出ます。

記

設置場所	東近江市
給水装置使用者	
着工日	
工事予定期間	～
工事概要	取出し口径φ その他

道路交通法第77条による道路使用許可書の写しを添付すること。

# 給水装置工事完了届

年 月 日

東近江市長 様

届出者（指定給水装置工事事業者）

住 所

氏 名

印

（電話

）

次のとおり給水装置工事が完了しましたので、検査願いたく届け出ます。

設 置 場 所	東近江市		
設 置 区 分	新設	改造	修繕 撤去
承認年月日	年 月 日	受付番号	
完了年月日	年 月 日		
主任技術者	印	携帯番号	
水道メーター番号		水栓番号	
口 径	φ		

添付書類

竣工図面、竣工時材料表

《取出しの場合》

施工確認写真（着工前、掘削後、各層ごとの埋戻、作業工程ごとに状況や配管寸法のわかるもの）を添付すること。

《2次側の場合》

給水装置工事竣工確認リスト、水圧検査結果報告書及び施工確認写真を添付すること。

※写真はメーター位置やバルブ等の施工現場確認ができるもの。

※工事中業者⇒給水装置使用者に名義を切り替える場合等、必要に応じ水道使用異動届を提出すること。変更日は検査年月日以降となるため、余裕のある日数を記入し、訂正指示等により検査年月日が遅れる可能性がある点について留意すること。

この欄は、記入しないこと。

検査年月日	年 月 日	検査員	印
-------	-------	-----	---

## 給水装置工事竣工確認リスト（２次側完了時）

施工場所 東近江市

新築・改築等の別 新 築 ・ 改 築 ・ 増 築

給水装置工事事業者 \_\_\_\_\_

主任技術者 \_\_\_\_\_

確 認 日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

種 別	点 検 項 目	適	否	水道課 検査員 確認
メーター止水栓等	メーターが逆付けされていないか			
	メーター・止水栓が片寄りなく水平に取り付けられているか			
	止水栓の操作、検針、メーター交換に支障がないか			
	適切な深さに設置されているか			
配管・給水用具	延長、給水用具等の位置が図面と整合しているか			
	配水管に悪影響を与えるポンプに直接連結されていないか			
	クロスコネクションがされていないか			
	逆流・侵食・凍結等の防止措置がされているか			
	性能基準品が使用されているか			
	バルブ・ボックス等水平に設置できているか			
耐圧試験	1. OMP a / 15分以上の水圧測定をテストポンプで行い水圧が保持できているか			
機能検査	通水時、給水用具の動作状況に異常はないか			
受水槽	吐水口と越流面との位置関係を確認する			

<b>所見</b> <small>（水道課検査員記入欄）</small>	
---	--

# 水圧検査結果報告書

チャート紙貼付欄

工事名			
メーター番号	氏名	工事場所	
測定日(検査日)	令和 年 月 日	常圧	MPa
測定業者名	担当		
検査圧力	1.0MPa	測定時間	15分以上

※水圧検査前後の測定機器の写真を添付のこと。

# 水道使用異動届

東近江市長 様

令和 年 月 日

以下のとおり水道（ 使用開始 使用中止 変更 ）の届けをします。

手続を希望する水栓(メーター)の所在地をご記入下さい。 (マンション等の場合は室号まで確実にご記入下さい)		お客様番号
東近江市	町	メーター番号
	丁目	
		代理人氏名  使用者とのご関係( )  電 話
水栓(メーター)使用者の氏名・電話をご記入下さい。 ※名義変更の場合は、旧使用者名をご記入ください。		
フリガナ		
氏 名		
電 話		
手続きの開始を希望する年月日 <p style="text-align: center;">令和 年 月 日付け異動を希望します</p>		

### ↓使用開始の場合

(上水特記事項記載 あり・なし )  
(水栓使用者の区分 成年・未成年 )

### ↓使用中止の場合

(当日使用・使用しない・その他)  
(次開栓者なし・あり<異動届待ち・済み>)

### ↓変更の場合

(令和 年 月支払い分より適用)  
(相続による名義変更)  
(旧使用者からの届出による変更)

請求書の送付先が、使用者の住所と異なる場合ご記入下さい 〒  電話	転居先(送付先)をご記入下さい 〒  電話	変更後の送付先をご記入下さい 〒  電話
支払方法を○で囲ってください <input type="checkbox"/> 口座振替で引き落とし <input type="checkbox"/> 月 日送付 (別紙口座振替依頼書が必要) <input type="checkbox"/> B.K直接 <input type="checkbox"/> 旧口座登録 <input type="checkbox"/> 提出済( / ) <input type="checkbox"/> 納付書にて支払う	精算方法を○で囲ってください <input type="checkbox"/> 口座振替で引き落とし 領収書 必要・不要(どちらかに○) <input type="checkbox"/> 転居先(送付先)へ納付書を送付 <input type="checkbox"/> 現地精算 月 日 時頃	変更後の名義をご記入下さい フリガナ 氏名 支払方法を○で囲ってください <input type="checkbox"/> 口座振替で引き落とし <input type="checkbox"/> 月 日送付 (別紙口座振替依頼書が必要) <input type="checkbox"/> B.K直接 <input type="checkbox"/> 提出済( / ) <input type="checkbox"/> 納付書にて支払う
解体工事で使用される場合は○で囲ってください <input type="checkbox"/> 解体工事	メ モ	※備考欄(水道課にて記入) 休閒メーター指示数 _____ m <sup>2</sup> 止水栓止め完了日 _____ 日 電算入力日 _____ 日 納入期限 _____ 日 納付書送付日 _____ 日 受付者 _____

東近江市水道部水道課

TEL:0748-22-2061

IP:050-5801-2061

FAX:0748-22-6962

東近江市給水条例が契約の内容となります。内容については、本市ホームページを御覧ください。



## 水道使用異動届

東近江市長様

令和4年3月1日

以下のとおり水道(使用開始 **使用中止** 変更)の届けをします。

手続を希望する水栓(メーター)の所在地をご記入下さい。 (マンション等の場合は室号まで確実にご記入下さい)	お客様番号 123456
東近江市 八日市緑 町 10番5号 丁目	メーター番号 31-12345
東近江アパート101号	代理人氏名
水栓(メーター)使用者の氏名・電話をご記入下さい。 ※名義変更の場合は、旧使用者名をご記入ください。	使用者とのご関係(本人)
フリガナ ヒガシオウシスイドウブスドウカ 氏名 東近江市水道部水道課	電話
電話 0748-22-2061	
手続きの開始を希望する年月日 令和4年4月1日付け異動を希望します	

## ↓使用開始の場合

(上水特記事項記載 あり・なし)  
(水栓使用者の区分 成年・未成年)

## ↓使用中止の場合

(当日使用・使用しない・その他)  
(次開栓者なし・あり<異動届待ち・済み>)

## ↓変更の場合

(令和 年 月 支払い分より適用)  
(相続による名義変更)  
(旧使用者からの届出による変更)

請求書の送付先が、使用者の住所と異なる場合ご記入下さい 〒 電話	転居先(送付先)をご記入下さい 〒527-8527 東近江市川合寺町746番地 電話 0748-22-2061	変更後の送付先をご記入下さい 〒 電話
支払方法を○で囲ってください ・口座振替で引き落とし □ 月 日送付 (別紙口座振替依頼書が必要) □ B.K直接 □ 旧口座登録 □ 提出済( / ) ・納付書にて支払う	精算方法を○で囲ってください ・口座振替で引き落とし 領収書 必要・不要(どちらかに○) ・ <b>転居先(送付先)へ納付書を送付</b> ・現地精算 月 日 時頃	変更後の名義をご記入下さい フリガナ 氏名 支払方法を○で囲ってください ・口座振替で引き落とし □ 月 日送付 (別紙口座振替依頼書が必要) □ B.K直接 □ 提出済( / ) ・納付書にて支払う
解体工事で使用される場合は○で囲ってください ・解体工事	メモ	※備考欄(水道課にて記入) 休開メーター指示数 m <sup>2</sup> 止水栓止め完了日 日 電算入力日 日 納入期限 日 納付書送付日 日 受付者

東近江市水道部水道課

TEL:0748-22-2061

IP:050-5801-2061

FAX:0748-22-6962

# 水道使用異動届

東近江市長様

令和4年3月1日

以下のとおり水道（**使用開始** 使用中止 変更）の届けをします。

手続を希望する水栓(メーター)の所在地をご記入下さい。  
(マンション等の場合は室号まで確実にご記入下さい)

東近江市 **八日市緑** 町 **10番5号**  
丁目

お客様番号	123456
メーター番号	31-12345

代理申請の場合、ご記入下さい。

**東近江アパート101号**

代理人氏名	
使用者とのご関係( <b>本人</b> )	
電話	

水栓(メーター)使用者の氏名・電話をご記入下さい。

※名義変更の場合は、旧使用者名をご記入ください。

フリガナ **ヒガシオウシスイドウブスドウカ**

氏名 **東近江市水道部水道課**

電話 **0748-22-2061**

手続きの開始を希望する年月日

**令和 4 年 4 月 1 日**付け異動を希望します

### ↓**使用開始**の場合

(上水特記事項記載 **あり・なし**)  
(水栓使用者の区分 **成年・未成年**)

### ↓使用中止の場合

(当日使用・使用しない・その他)  
(次開栓者なし・あり<異動届待ち・済み>)

### ↓変更の場合

(令和 年 月 月支払い分より適用)  
(相続による名義変更)  
(旧使用者からの届出による変更)

請求書の送付先が、使用者の住所と異なる場合ご記入下さい

〒**527-8527**  
**東近江市川合寺町746番地**

電話 **0748-22-2061**

支払方法を○で囲ってください

- 口座振替で引き落とし  月 日 送付  
(別紙口座振替依頼書が必要)  B.K直接
- 旧口座登録
- 提出済( / )
- 納付書にて支払う**

解体工事で使用される場合は○で囲ってください

- 解体工事

転居先(送付先)をご記入下さい

〒

電話

精算方法を○で囲ってください

- 口座振替で引き落とし  
領収書 **必要・不要**(どちらかに○)
- 転居先(送付先)へ納付書を送付
- 現地精算 月 日 時頃

メモ

変更後の送付先をご記入下さい

〒

電話

変更後の名義をご記入下さい

フリガナ  
氏名

支払方法を○で囲ってください

- 口座振替で引き落とし  月 日 送付  
(別紙口座振替依頼書が必要)  B.K直接
- 提出済( / )
- 納付書にて支払う

※備考欄(水道課にて記入)

休開メーター指示数	m <sup>2</sup>
止水栓止め完了日	日
電算入力日	日
納入期限	日
納付書送付日	日

受付者

東近江市水道部水道課

TEL:0748-22-2061

IP:050-5801-2061

FAX:0748-22-6962

東近江市給水条例が契約の内容となります。内容については、本市ホームページを御覧ください。

様式4

# 誓 約 書

東近江市長 様

今般の給水装置工事において、下記事項について遵守することを誓約します。

なお、下記内容の不備により事故または紛争等が生じた場合は、当方の責任において処理し、市に対し一切の迷惑および損害をかけないことを申し添えます。

## 記

- ・ 施工場所周辺住民等への周知徹底を図るとともに、占用埋設物（上水道・下水道・電気・ガス・電話等）の調査および関係機関との調整を行う。
- ・ 交通事故防止に最大限の努力をし、仮復旧工事完了後は、工事原因者において、道路管理者より指示された時期および工法により本復旧工事を施工する。
- ・ 舗装本復旧後、2年以内に路面の陥没を生じた場合は、工事原因者において復旧する。

令和 年 月 日

申出者 住所

氏名

④

施工業者 住所

氏名

④

様式5

# 誓 約 書

東近江市長 様

今般の給水装置工事において、下記事項について遵守することを誓約します。

なお、下記内容の不備により事故または紛争等が生じた場合は、当方の責任において処理し、市に対し一切の迷惑および損害をかけないことを申し添えます。

## 記

- ・ 施工場所周辺住民等への周知徹底を図るとともに、占用埋設物（上水道・下水道・電気・ガス・電話等）の調査および関係機関との調整を行う。
- ・ 交通事故防止に最大限の努力をし、仮復旧工事完了後、本復旧工事までに路面に不具合が生じた場合は、工事原因者において復旧工事を施工する。

令和 年 月 日

申出者 住所

氏名

⑩

施工業者 住所

氏名

⑩

□ 管理人選任（変更）届

年 月 日

東近江市長 様

今般、給水装置工事の完了後の管理人について選任します。

受任者 \_\_\_\_\_ ⑩ 委任者 \_\_\_\_\_ ⑩

□ 利害関係人同意書

年 月 日

東近江市長 様

今般、給水を受けるにあたり、他の所有者の土地家屋に水道管を布設するため、所有者の承諾を得ましたので届け出ます。但し承諾書と利害関係が生じたときは当事者間で一切解決致します。

届出人 住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ ⑩

(承諾書)

上記のものが給水工事の為、私が所有する土地家屋を使用することを承諾します。もし私の所有権を他人に移転、譲渡、または貸与する場合には直ちにその旨を届けるのは勿論のこと、相手方に対しては同じ条件を付して移転、譲渡、または貸与します。なお本承諾に関し利害関係が生じたときは、当事者間で一切解決致します。

年 月 日

土地家屋所在地 東近江市 \_\_\_\_\_ 町 \_\_\_\_\_ 番地

土地家屋所有者 住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ ⑩

土地家屋所在地 東近江市 \_\_\_\_\_ 町 \_\_\_\_\_ 番地

土地家屋所有者 住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ ⑩

## グループホーム等の水道直結式スプリンクラー設備に関する取扱基準

### 1 申請手続き(別添フローチャート)

申請手続きに関する流れの概要は以下のとおりとする。

<流れ>

(1) 消防本部又は各消防署と施主(装置の事前構造協議)

- ア 使用材料
  - イ 構造
  - ウ 全体に関する協議
- ↓

(2) 水道課と施主(給水装置等の事前構造協議)

- ア 周辺の配水管状況
  - イ 二次側給水管状況
  - ウ 全体、水圧及び水量に関する協議
- ↓

(3) 消防本部又は各消防署への「工事整備対象設備等着工届出書」提出

↓ **審査&了承**

(4) 水道課には、指定工事事業者が給水装置工事申込書にて通常の申請手続き(改造、新設)を行う。ただし、提出の際には次の書類を添付しなければならない。

- ア 消防着工届の副本写し
  - イ 水道直結式スプリンクラー設置確認書(別記様式)
  - ウ 設計水圧について、現況水圧を採用する場合は、その測定データ等決定根拠の写し
- ↓ **審査&了承**

(5) 消防本部又は各消防署へ「消防用設備等設置届出書」提出し、最終確認後、工事着工へ

- ア 水道申請許可写し
  - イ スプリンクラー設置確認書写し
- ↓

(6) 工事着工及び完了

↓

(7) 水道課及び消防本部又は各消防署へ完了報告

- ア 水道宅内検査
- ↓ 水道検査完了を消防署へ通知後、消防署検査
- イ 消防署設置検査

(8) スプリンクラーの設置に問題なければ完了

### 2 設計条件に関する事項

消防法施行規則の一部改正省令(平成19年6月13日公布)に伴い、小規模社会福祉施設(グループホーム等)に対してスプリンクラー設置が義務付けられた。小規模社会福祉施設のスプリンクラー設備が、水道法第3条第9項に規定する「給水装置」として認められているところを受け、以下の条件を踏ま

え設計すること。

- (1) 当該給水装置を設置しようとする配水管の給水能力の範囲内で、水道直結式スプリンクラー設備の正常な作動に必要な水圧、水量が得られること。
- (2) 水道直結式スプリンクラー設備の設計に当たっては、スプリンクラーヘッド各栓の放水量は、15 L/分（火災予防上支障があると認められる場合にあっては、30 L/分）以上の放水量が必要であること。また、スプリンクラーヘッドが最大4個同時に開放する場合を想定し設計されることがあるため、その際は、合計の放水量は、60 L（120 L）/分以上を確保する必要があること。
- (3) 水道水の逆流事故を防止するため、スプリンクラー設備配管の分岐部に逆止弁を設置すること。
- (4) 東近江市においては、水道直結式スプリンクラー設備への直結給水用加圧ポンプ設備の接続については原則認めない。ただし、受水槽方式の場合は、受水槽以下の二次側配管部に水圧が必要なため、加圧ポンプの設置を認める。
- (5) 水道直結式スプリンクラー設備の設計に当たっては、利用者に周知することをもって他の給水用具（水栓等）を閉栓した状態での使用を想定すること。
- (6) 水道直結式スプリンクラー設備は消防法令適合品を使用するとともに、給水装置の構造及び材質の基準に適合する構造であること。
- (7) 停滞水及び停滞空気の発生しない構造となっていること。
- (8) 結露現象を生じ、周囲（天井等）に影響を与える恐れのある場合や凍結の恐れがある場合は、防露措置及び防寒措置を施すこと。
- (9) 水道直結式スプリンクラーは、使用時以外は配管内に水が無い状態とすること。スプリンクラーの使用後は、凍結防止も含めトイレ等へ残水処理ができる湿式構造とする。また、乾式構造の場合は、止水弁を最末端に設置し、残水処理ができること。

※別添1 特定施設水道連結型スプリンクラー設備 参考図

### 3 提出様式

水道直結式スプリンクラー設置確認書の書式は、次のとおりとする。

(別紙様式)

年 月 日

東近江市長 様

申込者住所

氏 名 印  
設置場所

### 水道直結式スプリンクラー設置確認書

水道直結式スプリンクラー設備を設置するにあたり、下記の遵守事項を十分理解し承諾します。

#### 記

- 1 一時的な断水や水圧低下（給水制限、水道管破損事故、水道施設の工事等）及び当該地域の水圧により、水道直結式スプリンクラー設備の性能が十分発揮できない状況が生じても、水道課は一切の責任を負いません。
- 2 水道直結式スプリンクラー設備の火災時以外における作動及び火災時に非作動が生じても、水道課は一切の責任を負いません。
- 3 当該スプリンクラー設備が設置された家屋、部屋を賃貸する場合には、当該設備は本条件1及び2の条件がある旨を賃借人に説明し、熟知させる。
- 4 本設備の所有者を変更するときは、上記事項について譲渡人に承諾させたことを書面等で引継ぎ、この譲渡人から新たな承諾書を譲渡書類（写し）に添付し提出します。また、装置を変更する場合は、計画書等必要書類を提出します。
- 5 寒冷地における凍結防止のための水抜きが行われる施設については、水抜き時にも正常に作動するようなスプリンクラー設備を設置します。
- 6 生活用（一般用）水道配管を利用する場合は、トイレ等日常生活に使用される給水管に接続し、停滞水が生じない構造とします。

なお、通水状態に異常があった場合は、速やかに施工業者に連絡し的確な措置を致します。

指定給水装置工事事業者 印

主任技術者 印



## 1 グループホーム等の防火安全対策に関する消防法令の一部改正

消防法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第179号）等が平成19年6月13日に交付され、小規模社会福祉施設に対してもスプリンクラー設備の設置が義務づけられた。

### <解説>

平成18年1月、長崎県大村市の認知症高齢者グループホームで深夜、火災が発生し、入所者7名が亡くなる惨事があった。これを受け平成19年6月、消防法施行令が一部改正された。この改正により、認知症高齢者グループホームなど火災発生時に自力で避難することが困難な人が多く入所する小規模社会福祉施設でも、防火管理者を選任し、施設の実態に応じた消防用設備等を設置することが義務づけられた。

消防用設備等のうち、スプリンクラー設備に関しては、原則、延べ面積275㎡以上1,000㎡未満の施設に設置が義務付けられることとなった。

## 2 水道直結式スプリンクラー設備

小規模社会福祉施設の防火安全対策のうち、延べ面積1,000㎡未満の施設については、水道を利用する「特定施設水道連結型スプリンクラー設備」を設置することが可能となった。

### <解説>

設置に関する所管については、東近江市消防本部となり、消防法令に規定された事項について、消防設備士が責任を負い届け出を行う。

さらに「水道直結式スプリンクラー設備」については、水道法第3条第9項に規定する給水装置に該当する部分があるので、水道事業者に対しても給水装置工事（改造又は新設）の申請も併せて行う必要がある。この場合、当該消防設備士からの依頼を受けた水道の指定工事事業者にて申請を行うこと。

### <水道法第3条第9項>

この法律において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施行した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

### <特定施設水道連結型スプリンクラー>

小規模社会福祉施設に設置されるスプリンクラーのうち、当該スプリンクラーに使用する配管が水道の供する管に連結されたもの

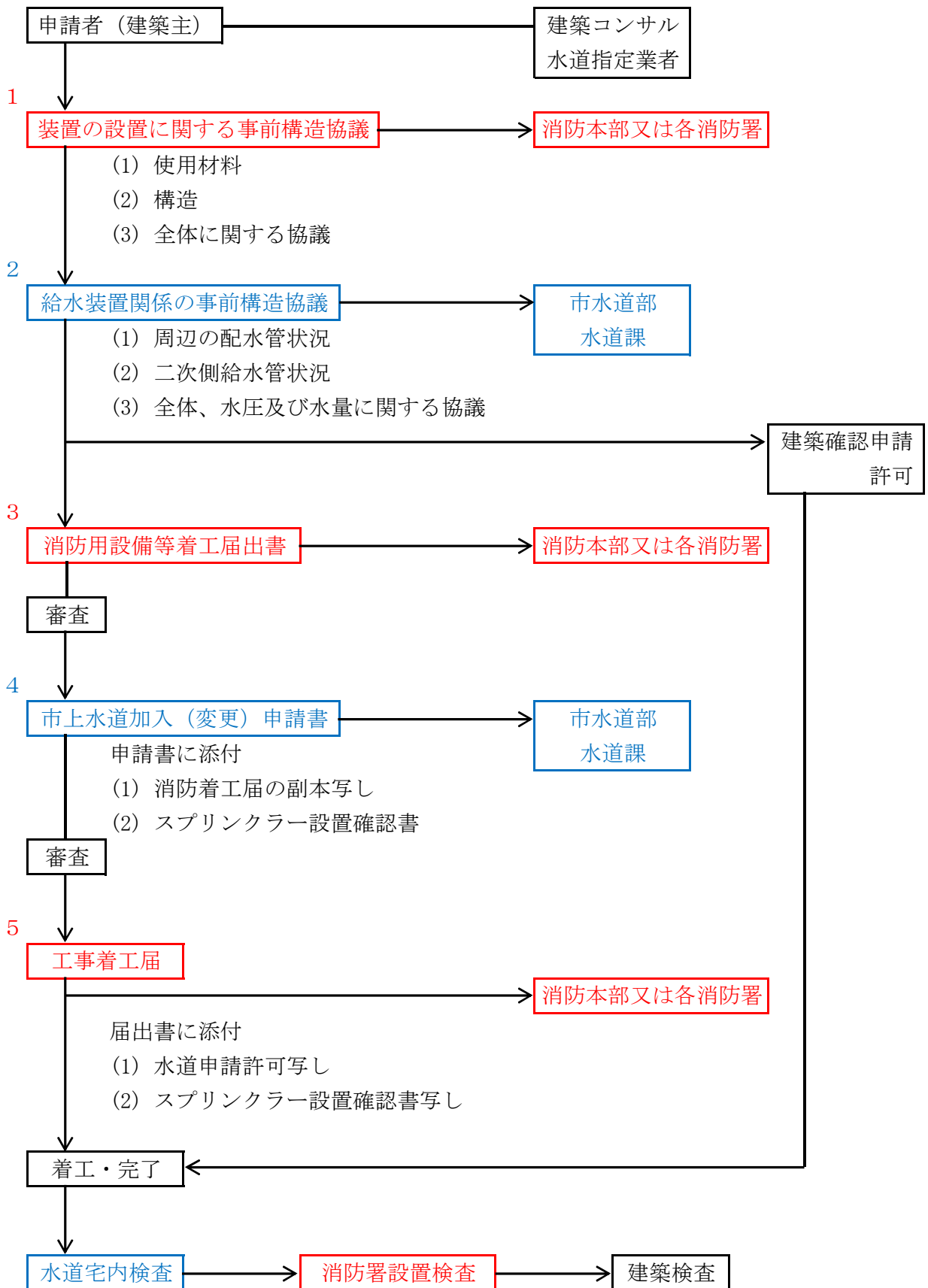
#### <水道直結式スプリンクラー>

特定施設水道連結型スプリンクラー設備のうち、水道法第3条第9項に規定する給水装置（給水管）に直結し、給水とスプリンクラー設備を共用する方式をいう。

#### <ポンプ式スプリンクラー>

特定施設水道連結型スプリンクラー設備のうち、配水管からの給水に補助水槽の貯水を加え、加圧送水装置で送水する。給水管とスプリンクラー設備を共用させない方式をいう。

## 水道直結式スプリンクラー設置フローチャート



※水道検査合格後、FAXにて消防署へ通知



# FAX送信票

東近江市役所 水道部 水道課

〒527-0041

東近江市川合寺町746番地

電話: (0748) 22-2062(ダイヤルイン)

FAX: (0748) 22-6962

Mail: suido@city.higashiomi.lg.jp

送信年月日	年 月 日	送付枚数	枚(本紙含む)
送信先	(例)東近江消防本部 予防課 様		
標 題	△△△△施設のスプリンクラー宅内検査完了について		
発信元	東近江市 水道部 水道課 ( 担当 )		

## Memo

ご苦労様です。

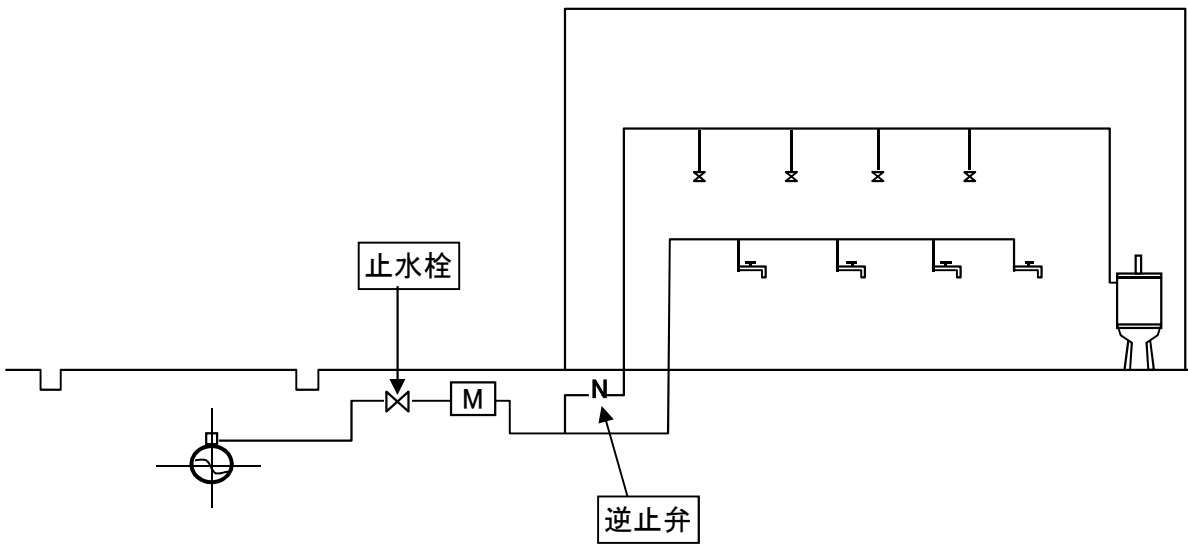
〇〇町〇〇番地の△△△△施設のスプリンクラー宅内検査を〇月〇日に実施し、合格したので  
通知します。

**担当者にお渡してください**

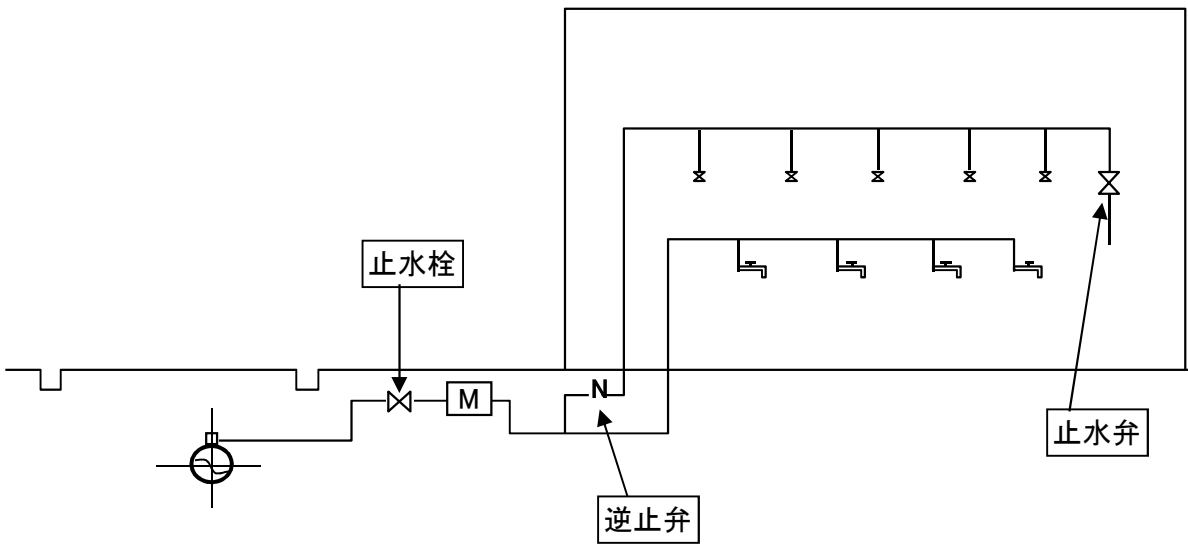
2022/3/17 14:47

# 特定施設水道連結型スプリンクラー設備

## 上水道直結方式（湿式）

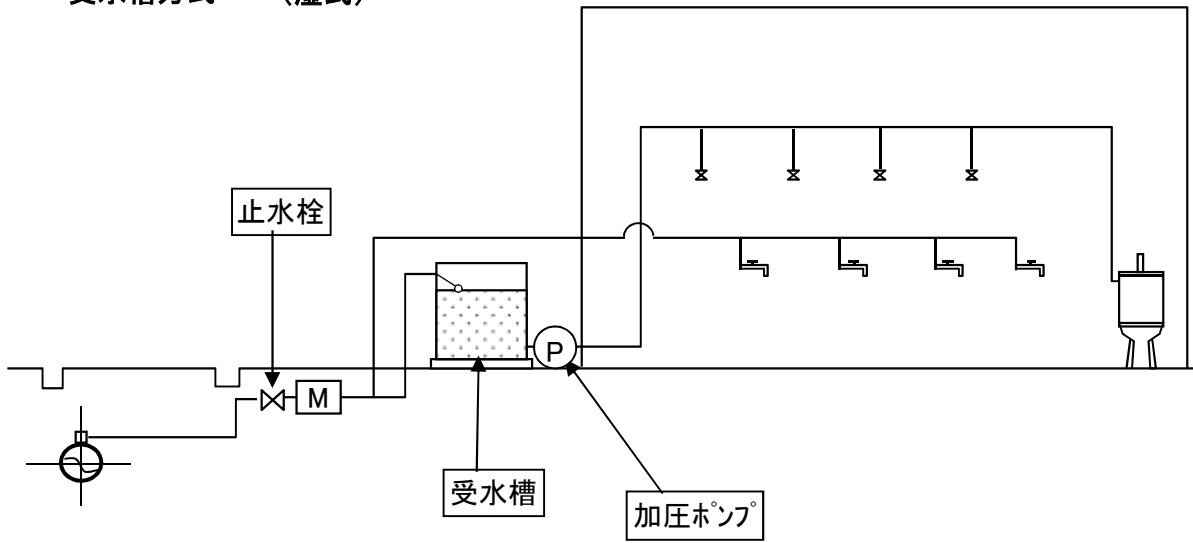


## 上水道直結方式（乾式）

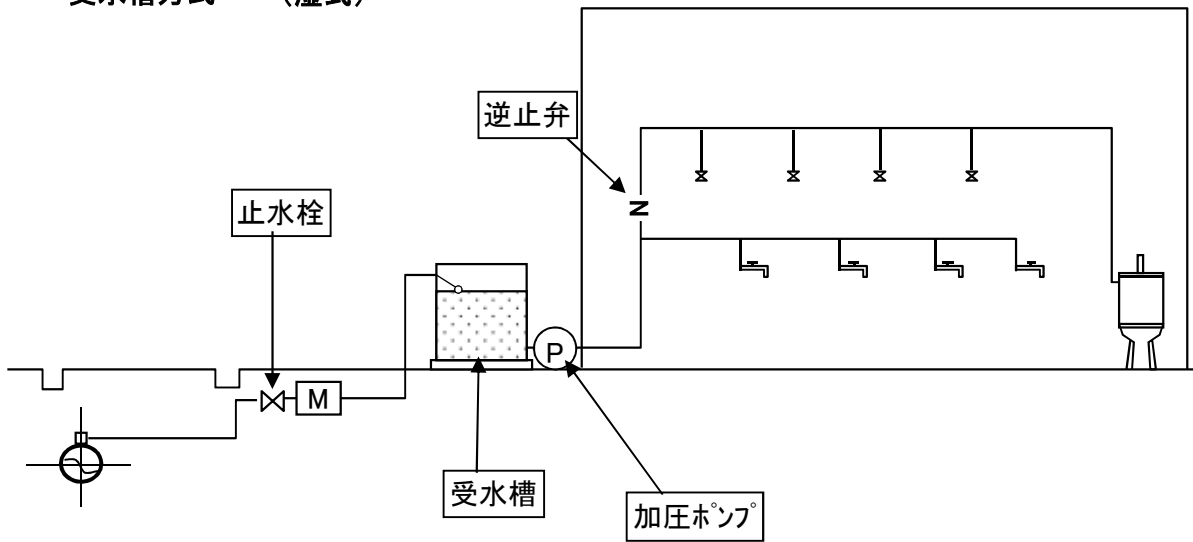


# 特定施設水道連結型スプリンクラー設備

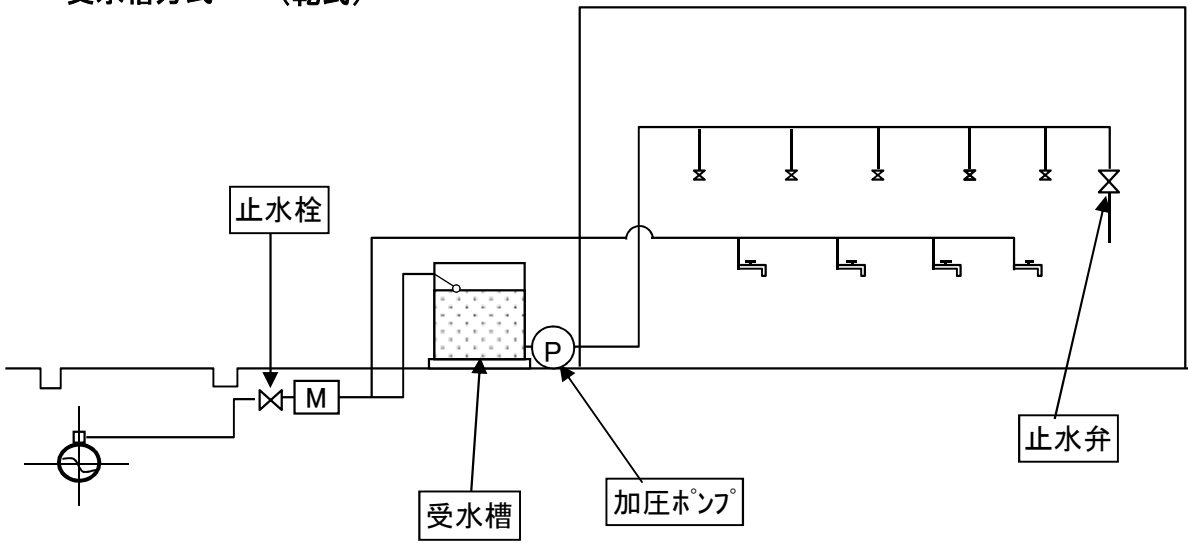
受水槽方式 (湿式)



受水槽方式 (湿式)



受水槽方式 (乾式)



受水槽方式 (乾式)

